

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和3年11月16日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100263号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2100053号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月27日の標準賞与額を12万2,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月27日

A社から請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、年金記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっていることから、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された賞与支給額一覧表により、請求者は、当該期間にA社から12万5,000円の賞与を支給され、標準賞与額12万2,000円に見合う厚生年金保険料を当該賞与から控除されていたと認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給額一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から12万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成25年12月27日の賞与について請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付してい

ないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2100264 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2100054 号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和47年5月31日から同年6月1日に訂正し、同年5月の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（妻）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和47年5月31日から同年6月1日まで

夫（訂正請求記録の対象者）の厚生年金の記録が1か月空白になっているが、請求期間も継続してA社に勤務していたので記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

事業主から提出された経歴書、事業主の回答及び陳述並びに同僚の給与明細書から、訂正請求記録の対象者は請求期間においてA社に継続して勤務（昭和47年6月1日にA社から同社C支店に異動）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A社における昭和47年4月のオンライン記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否

かについては、事業主は、昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも不明と回答しているが、昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和47年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の昭和47年5月31日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。